

県外産業廃棄物の市内搬入事前協議制度について

大津市では、「大津市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」（以下「要綱」という。）を策定し、滋賀県外で発生した産業廃棄物を大津市内で最終処分等を行なう場合、事前協議等が必要になりました。

これまで本市では、県外から市内へ搬入される産業廃棄物の把握については、産業廃棄物管理票や産業廃棄物処分業者からの実績報告に頼っており、事後の把握となっておりました。このことから、県外産業廃棄物の搬入を事前に把握することにより、産業廃棄物の適正処理の促進を図ることを目的として事前協議制度を導入いたしました。

県外産業廃棄物事前協議制度の概要

